

自動車税環境性能割（県税） 軽自動車税環境性能割（市町村税）

自動車又は軽自動車を取得したときにかかる税金です。

★ 納める人 ★

自動車税の環境性能割は、県内に主たる定置場のある自動車を取得した人です。軽自動車税の環境性能割は、県内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した人です。ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは、買主を自動車又は軽自動車の取得者とみなして課税します。

★ 納める額 ★

自動車又は軽自動車の取得価額に、環境への負荷の低減に資する程度に応じて定められた税率を乗じて算出します。

乗用車の税率（新車・中古車とも同じ）

区分	税率	
	自家用	軽自動車
普通自動車・小型自動車		
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成） プラグインハイブリッド車（※）	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車（※） LPG車	令和12年度燃費基準85%達成 令和12年度燃費基準80%達成 令和12年度燃費基準70%達成	1% 2% 3%
上記以外又は令和2年度燃費基準未達成		1% 2%

※ ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件：H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減
自家用乗用車以外の税率、クリーンディーゼル車及びその他の特例措置については、お問い合わせください。

★ 免税点 ★

取得価額が50万円以下の場合

★ 申告と納税 ★

自動車の登録をするときなどに、申告して納めます。自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）で電子的に手続を行うこともできます。なお、軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収の事務を行うこととされています。

★ 減免 ★

身体に障害がある人、精神に重度の障害がある人などが使用する自動車で一定の要件に該当する場合には、自動車の登録時又は登録の日から1か月以内に必要書類を添付し、減免申請書を提出することにより減免されます。

★ 市町村への交付 ★

県に納められた自動車税環境性能割のうち40.85%を、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付します。

さらに、政令指定都市（岡山市）に、県に納められた自動車税環境性能割のうち33.25%に、県内の国道・県道に占める岡山市内の国道・県道の延長及び面積の割合を乗じて得た額を加算して交付します。